

## 令和7年度第6回食品衛生基準審議会新開発食品調査部会における 主な御意見（令和8年3月30日開催）

### サプリメントの定義について

- サプリメントの位置付けについては、食品の一部とすることが適当であるとの御意見があった。
- 既存の表示制度（保健機能食品）との関係については、横串しになるようにサプリメントを定義することが良いとの御意見があった。
- グミについては、過剰摂取のリスクは変わらないため、サプリメント全体の定義としては入れ込むべきとの御意見があった。
- 「健康の維持・増進」については、リスクベースではなく効能ベースの議論であり科学的に証明しにくく、また、保健機能食品との関係も踏まえると、定義には入れられないのではないかと御意見がある一方で、実際には有効性を謳っており、また、国民はサプリメントに対して健康にいいイメージを持っているので、定義に入れるべきとの御意見もあった。また、「健康の維持・増進を期待して摂るもの」等、目的ではない形にした方が良くはないかと御意見があった。
- 「食事の補助」については、サプリメントは「食事以外のものを補う」という意味・イメージがあるので、定義に入れるべきとの御意見がある一方で、同じく効能ベースの議論であり入れにくいとの御意見があった。また、栄養素の補充ではなく機能性を示す製品もあることに対しては懸念があった。
- 「過剰摂取のおそれ」については、「濃縮」と「形状」でカバーされており、その中でも形状が最も重要ではないかと御意見があった。一方で、グミなどの菓子類はおいしくて食べ過ぎることもあり、濃縮や形状に限らないとの御意見があった。
- 「風味の有無」については、異常を察知できる面もあるが、グミは香りや甘味をつけているので、成分の異変を味で察知するのは難しく、リスクは下がることはないとの御意見があった。

## 製造管理のあり方について

- 風味の異常、濃縮等による食経験の懸念があるものには、大枠のサプリメントとは別に、GMPを課す食品として再定義をするべきではないかとの御意見があった。
- グミについては、風味を感じることや実行可能性を踏まえると、緩めにする必要又は経過措置的な取扱いとすることもやむを得ないとの御意見があった一方で、過剰摂取のおそれを考えると、グミも含めてGMPを適用すべきであり、米国では定義に含まれていることも踏まえ、どうして我が国ではグミについてGMPを適用することが困難なのか、また、どのような条件下であれば対応できるかについて、業界に実態を聞きたいとの御意見があった。
- グミにGMPを適用できないなら、例えば、原料入荷時点での品質証明書（機能性成分の濃度や夾雑物の含有量等）の添付をCCP（重要管理点）にするような管理を徹底することで対応できるのではないかとの御意見があった。

以上